

原子力災害対策指針の改正等について

令和 7 年 11 月 25 日
原子力規制庁

屋内退避に関する各文書・資料の位置付け



原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームでの議論



議論の内容を取りまとめ

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書
(令和7年3月28日取りまとめ)

- ・ 検討チームの設置経緯や検討結果等をまとめたもの
- ・ 検討チーム名義で作成

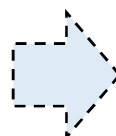
⇒第26回鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会（令和7年5月13日）で御説明

屋内退避に関する防護
措置としての**基本的な
考え方**を記載



原子力災害対策指針
(令和7年10月3日に改正)

- ・ 原子力災害対策を円滑に実施するための基本的な考え方を示すもの
- ・ 原子力規制委員会名義で作成



基本的な考え方を**具体化**



屋内退避に関する
運用に係る考え方
を記載

防護措置としての屋内退避の考え方
及びその運用について（案）

- ・ 屋内退避の具体的な考え方及びその運用を示すもの
- ・ 原子力規制庁名義で作成

⇒パブリックコメント実施中
(令和7年11月6日～12月5日)

(参考) 原子力災害対策指針



- 原子力災害対策指針は、原子力災害対策の円滑な実施を確保するために、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が策定。
 - 原子力災害対策指針等の内容を踏まえ、地方公共団体が地域防災計画や避難計画を策定。
- 原子力災害事前対策として以下の事項の設定等に関して規定。
 - 緊急事態区分(警戒事態/施設敷地緊急事態/全面緊急事態)
 - 緊急時活動レベル(EAL) [原子力事業者が緊急事態区分を判断するための基準]
 - 運用上の介入レベル(OIL) [放射性物質放出後に講ずべき措置を判断する基準]
 - 原子力災害対策重点区域(PAZ/UPZ)
- 防護措置の基本的な考え方として以下を規定。
 - PAZに対しては、放射性物質の放出前にEALに基づき、避難等の予防的防護措置を実施。
 - UPZに対しては、屋内退避（あるいは施設の状態に応じた段階的な避難）、放射性物質放出後には、OILに基づき、避難や一時移転等の緊急・早期防護措置や、飲食物摂取制限等を実施。

(参考) 原子力災害対策指針における防護措置



緊急事態区分の設定

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分。

緊急時活動レベル(EAL)の設定

原子力事業者が緊急事態区分を判断するために、施設における深層防護を構成する設備、放射性物質の閉じ込め機能等の状態に基づく基準を設定。

運用上の介入レベル(OIL)の設定

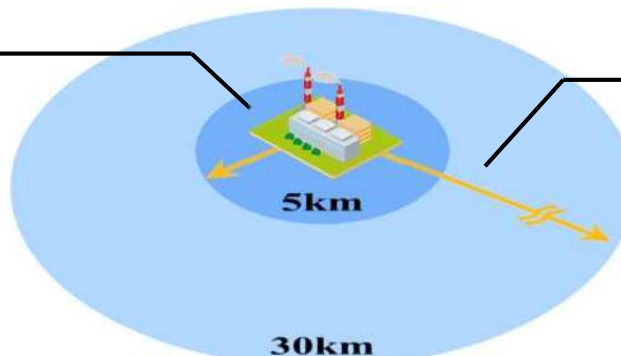
放射性物質放出後に講ずべき措置を判断するため、空間線量率や環境試料中の放射性物質濃度等、原則計測可能な値で表される基準を設定。

予防的防護措置を準備する区域

(PAZ : Precautionary Action Zone)

【基本方針】

放射線の重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、放射性物質の放出前に、EALに基づき避難等の予防的防護措置を実施。



実用発電用原子炉施設の例

緊急防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)

【基本方針】

放射線の確率的影響のリスクを低減するため、屋内退避を実施し、放射性物質の放出後にはOILに基づき、避難、一時移転等の緊急・早期防護措置や、飲食物摂取制限等を実施。

緊急事態区分 \ 防護対象区域	PAZ	UPZ	UPZ外
警戒事態【AL】	➤ SE要避難者避難準備	—	—
施設敷地緊急事態【SE】	➤ SE要避難者避難実施 ➤ 住民避難準備	➤ 住民屋内退避準備	—
全面緊急事態【GE】	➤ 住民避難実施 ➤ 安定ヨウ素剤予防服用	➤ 住民屋内退避実施 ➤ 施設状況に応じて段階的避難実施	➤ 事態進展等に応じて屋内退避実施
放射性物質放出	—	OIL1 緊急防護措置(500μSv/h超過) ↓ 数時間内を目途に区域を特定 避難 (移動困難者の一時屋内退避含む)	OIL2 早期防護措置(20μSv/h超過) ↓ 1日内を目途に区域を特定 一時移転(1週間程度内)

OILに基づく措置は、UPZ内、UPZ外で基本的に同様。

検討チーム報告書を踏まえた屋内退避に関わる時系列（フィルタバント実施の場合）

住民の行動

0日目 1日目 2日目 3日目 . . .

★具体的な行動

- ・ 基本的に屋内にとどまる
- ・ ドアや窓を閉め、換気扇を止める
- ・ 自宅が危なければ避難所へ

PAZ : 避難

生活が維持できなくなった時点で避難に切替え

UPZ : 屋内退避

一時的な外出は可能

一時的な外出を控える

日常生活へ移行

★一時的な外出の例

- ・ 生活必需品の購入・受取
- ・ 家屋やその周辺の除雪作業
- ・ 緊急の医療を受ける
- ・ 自宅周辺での動物の世話

多重の対策による事故収束に失敗した場合に至る

屋内退避の継続が基本
(物資の供給等が前提)

- ①プラントが安定化
- ②プルームが滞留していない

地震発生 (原子炉停止)

警戒事態 (AL)

施設敷地緊急事態 (SE)

全面緊急事態 (GE)

屋内退避を維持できるかの判断のタイミング
(以降、日々判断する)

- <判断の要素>
- ・ 物資の供給
 - ・ 医療等の人的支援
 - ・ ライフラインの復旧

外出を控える旨の注意喚起
(バント予定を受けて)

放射性物質の放出
バントによる

解除の要件充足

屋内退避の解除

国
地方自治体
民間事業者

の取組

★住民の生活の維持に最低限必要な活動 → 継続が必要

- ・ 食料等の生活物資や燃料等の輸送
- ・ 避難道路の啓開・復旧作業や除雪作業
- ・ ライフラインの復旧作業
- ・ 医療施設における入院患者の診療

★住民の生活の維持に有益な活動 → 地域によって継続が期待される

- ・ 食料や飲料水、燃料等の生活必需品を販売する小売業
- ・ 病院等での入院患者以外に対する外来診療

緊急事態への応急対策に従事する者は、放射線防護対策を講じて活動



○屋内退避中の一時的な外出（新規事項）

屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることを明記。

○屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安（新規事項）

屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うことを明記。

○屋内退避の解除要件（新規事項）

新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除することを明記。

○屋内退避から避難への切替えの考え方（既存の記載事項の適正化）

物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方自治体と連携して避難への切替えを判断することを明確化。

屋内退避に関する指針関連文書案のパブリックコメント



○文書の名称

防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について(案)
[作成主体:原子力規制庁]

○実施期間

令和7年11月6日～12月5日(30日間)

○意見提出の方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198025205&Mode=0>

本文書案は「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書(令和7年3月28日)」の内容を基礎として、主に改正された原子力災害対策指針における防護措置としての屋内退避の具体的な考え方及びその運用を示すことを目的として作成。



「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容から追加されたもののうち主なものを以下に整理

①放射性物質の放出後における屋内退避中の一時外出等

放射性物質の放出後であっても、放出された放射性物質の量、原子力施設や緊急時モニタリング結果等の状況を踏まえて一時外出や活動が可能な場合は、国がその旨を判断することを追記。

②屋内退避中の一時外出等における防護装備

一時外出や屋外での活動の際の特別な防護装備や線量管理は不要である旨を追記。

③屋内退避中の情報提供

屋内退避中の住民等が先行きをできるだけ見通せるよう、国や地方公共団体が情報提供を行うに当たっては、正確かつきめ細かな情報伝達に配慮し、多様な伝達手段を活用して的確な情報提供に努めることを追記。



「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容から追加されたもののうち主なものを以下に整理

④原子力災害時の国の役割

国は必要に応じ、又は地方公共団体からの要請等に基づき、物資の供給等に係る総合調整を行い、物資の輸送手段や供給を確保することとされていることを追記。

⑤発電用原子炉以外の原子力施設に係る屋内退避

発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避について、UPZの範囲の違いや想定される事故の様態を踏まえた考慮事項を追記。

⑥屋内退避の効果的な運用に係る課題への対応

屋内退避中において、国や地方公共団体は、少なくとも放出前の段階であれば、被ばくのおそれなくUPZでの活動が継続できることについて民間事業者の理解を促進すること、原子力施設の状態や放射性物質の放出の見込み等について適切に情報提供することが重要であることを追記。